

議第 8 8 号

三島市児童発達支援事業所条例案

(趣旨)

第 1 条 この条例は、三島市児童発達支援事業所の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 障害児が心身ともに健やかに育成されるよう必要な支援を行うため、次のとおり三島市児童発達支援事業所（以下「事業所」という。）を設置する。

| 名称 | 位置 |
|--------------|-----------|
| 三島市児童発達支援事業所 | 三島市梅名25番地 |

(事業)

第 3 条 事業所は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(開所時間等)

第 4 条 事業所の開所時間及び休所日は、規則で定める。

(利用対象者)

第 5 条 事業所を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 事業所の利用に係る法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定に係る障害児
- (2) 法第21条の6の規定により事業所を利用させることについて必要があると市長が認めた者

(利用の停止)

第 6 条 市長は、事業所を利用する者が感染症にかかり、若しくはそのおそれがあるとき、又は管理上特に必要があるときは、その利用を停止することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(三島市議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例の一部改正)

2 三島市議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例(昭和62年三島市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(32) 児童発達支援事業所

平成30年11月20日提出

三島市長 豊岡 武士